



広島県報

号外
第142号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

監査委員公表

広島県職員措置請求に係る監査の結果

監査委員公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第四項の規定により、広島市安佐南区相田五丁目三十一番十四号、藤岡輝久の請求に係る監査を次のとおり執行した。同規定によりその結果を公表する。

平成十八年十月四日

広島県総務部	田	川	豊	巳
回	田	辺	直	史
回	近	光	義	章
回				

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

平成18年10月4日

広島県監査委員	坪	川	徳	巳
同	田	辺	直	史

第1 監査の請求

1 請求人

広島市安佐南区相田五丁目31番14号 藤岡輝久

2 請求書の受付日

平成18年8月11日

3 請求の要旨

(1) 広島県知事が郵便貯金ホール購入を発表した件について

藤田知事が今年8月に郵便貯金ホルの購入を発表したが、県の財政状況を考えたら理解できない。強い有望の具体性がない。購入後の運営方法に疑問がある。運営方法が明確でないため、採算が合わないと思われ、県が財政負担することになり、県の財政を圧迫することになる。このため、次の措置を請求する。

ア 県民投票により、郵便貯金ホルの存続の必要性を県民に対して問うこと。

イ 必要と認められたら、まず民間に買取を依頼し、民間が駄目な場合は県が独立採算制の会社を立ち上げ運営させ、県はノータッチとする。

(2) 県民生活部長が郵便貯金ホルの購入意思を伝える為だけに上京した件について

県民生活部長山本航三が平成18年8月7日に日本郵政公社へ郵便貯金ホルの購入意思を伝える為だけに上京した。国がIT政策をすすめているのに、公費を使い上京した。意思を伝えるだけなら電話などで十分である。しかも県が購入するのに、普通は相手がかかるものだ。公費の無駄遣いであり、無駄な出張がまかり通る。道徳・意識の低下につながる。県民生活部長山本航三に対し、旅費の全額返還と減率10%3ヶ月及び上京を許可した責任者の懲戒解雇を求め。

4 請求の要件審査

法第242条に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結等の財務会計上の行為があると認められるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、当該行為の防止、是正若しくは当該団体の被った損害の補てん等を図るために、当該団体の住民が監査及び必要な措置を講じることが請求することを認められたものである。

本件請求のうち、

(1)は、知事の郵便貯金ホル購入に係る意思決定に対する措置請求であるが、この度の知事の意思決定は購入の意思の表明に過ぎず、売買契約の締結等の具体的な財務会計上の行為とは認められない。したがって、法第242条所定の要件を具備していないもの

と認めた。

(2)は、県民生活部長の日本郵政公社（東京）への旅行に係る措置請求であるが、これについては、具体的な公金の支出があると認められるため、法第242条所定の要件を具備しているものと認めた。ただし、本件請求のうち、県民生活部長等に係る減俸及び懲戒処分に関する措置要求については、任命権者の裁量に属する事項であり、住民監査請求の対象となる当該行為を事前に防止し、若しくは事後的に是正するために必要な措置、当該怠る事実を改めるために必要な措置、当該行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補てんするための措置には該当しないものと認めた。

5 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人及び監査対象機関から陳述を行わない旨の申し出があったため、実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

要件審査において法第242条所定の要件を具備しているものと認められた、平成18年8月7日に日本郵政公社へ旅行した県民生活部長に対する旅費の支出を監査の対象とした。

2 監査の対象機関

法第242条第4項の規定により、県民生活部を監査の対象機関とし、平成18年9月19日に監査を実施した。

第3 監査の結果

1 監査対象機関の説明

(1) 旅行の経緯

ア 広島郵便貯金会館ホールは日本郵政公社の所有する施設であるが、平成18年3月に、「平成19年3月末に廃止する」旨の方針が発表された。また、平成18年6月30日付けで、同公社から広島県及び広島市に対し、広島郵便貯金会館ホールの購入意思の意向確認について文書照会があり、平成18年8月末までに回答するよう求められた。

イ 広島郵便貯金会館ホールは、県民の文化活動拠点、優れた芸術・文化に触れる場として重要な施設であり、また、県民から存続について強い要望があることなどから、現状の機能を維持するため県において取得する方針を決定した。

ウ 前述の広島郵便貯金会館ホールに係る対応方針を知事と協議する中で、日本郵政公社に対し、当該ホールの購入意思を回答するとともに今後のスケジュール等を協議するため、県民生活部長と担当者が日本郵政公社を訪問することが決定された。

エ 平成18年8月7日に、広島郵便貯金会館ホール購入の意思を日本郵政公社に回答することなどのため、県民生活部長が上京した。

(2) 旅行の概要

ア 日程は平成18年8月7日から8月8日の2日間で、1日目は日本郵政公社（東京都）と広島県東京事務所を訪問、都内に宿泊し、2日目は日本郵政公社を訪問して帰広した。なお、旅行が2日間にわたったのは、業務上日本郵政公社内の複数の部署を訪問する必要があったが、急きよ訪問が決まったため、8月7日だけではすべの相手方との面会の都合がつかなかったためである。

イ 平成18年8月8日帰庁後、県民生活部長と担当者の両名で知事に日本郵政公社と協議した内容を報告した。

(3) 旅行の必要性について

今回の旅行は、日本郵政公社からの広島郵便貯金会館ホール購入の意向確認の照会に対して購入意思を回答することも目的のひとつであったが、それだけではなく、平成19年4月以降、県が当該ホールを県の施設として運営開始するためには、購入価格の算定や現在中断している平成19年4月以降の予約の早期再開が急務であり、各々の担当部署に情報提供依頼や予約の早期再開の依頼をする必要があった。また、今後のスケジュール調整や整理事項の確認等について、多くの担当職員と面会して効率的に協議する必要があった。

(4) 旅費の支出手続について

旅行命令簿の作成等は、現在旅費システムにより行うものとされているが、入力処理の状況は次のとおりである。

旅行命令申請入力日	平成18年8月11日（修正入力日）	8月17日
旅行命令決裁入力日	平成18年8月17日	
収支等命令者による旅費支出決裁日	平成18年8月18日	
出納長による支出審査及び支出決定	平成18年8月22日	
支払日	平成18年8月25日	

部長の旅行命令申請入力は、担当者が事前に行うこととしているが、今回の旅行については、急きよ決定されたことから、部内の連絡が不十分であり、結果として旅行完了後に入力することとなった。

なお、旅費は平成18年8月25日に、54,720円支出された。内訳は、次のとおりである。

支 出 額	54,720円
鉄道賃	37,500円
車 賃	1,520円
支 出 内 訳	
日 当	2,600円
宿泊料	13,100円

2 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料により確認した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 旅行命令

ア 旅行命令は、職員の旅費に関する条例（昭和28年7月1日条例第23号。以下「旅費条例」という。）第4条第1項に基づき任命権者等の旅行命令権者において発する旅行命令等によって行わなければならない。今回の県民生活部長に対する旅行命令が、知事の意向であることは、県民生活部の説明及び平成18年8月4日に開催された知事記者会見において、知事が広島郵便貯金会館ホールに係る対応について発表する際に、「月曜日（8月7日）に山本部長に上京してもらい、日本郵政公社と協議してもらおう。」という内容の発言が県のホームページ等において公表されていることから、確認できる。

イ なお、旅行命令の決裁については、広島県決裁規程（昭和38年12月27日訓令第32号）第8条第1項別表第2「部長専決事項」第11号（部長の県内旅行及び1週間以内の県外旅行の命令及び報告の受理）に基づき、知事の意向を受け県民生活部長が決定している。

(2) 旅行の必要性

県民生活部の説明及び提出された監査資料等の内容から、今回の旅行で県民生活部長は、単に日本郵政公社に対し広島郵便貯金会館ホール取得の意思を伝えただけでなく、平成19年4月以降当該ホールを県の施設として円滑に運営開始するため、日本郵政公社に対し早急に予約受付の再開を依頼したことや取得価格の算定等様々な諸課題を協議する必要があるため、多くの担当職員と面会して協議や協力依頼を行ったことが確認された。

(3) 旅費の支出手続

ア 旅行命令簿の作成等は、旅費システムにより入力処理することとされているが、旅行命令申請の当初の入力日が平成18年8月11日で旅行完了後であり、事務の遅延が認められた。ただし、その他の旅費支出に係る審査・支出決定等の手続は適正で

あった。

イ また、平成18年8月25日に支給された旅費54,720円は、旅費条例の該当の各条項に照らして、適正な金額であった。

3 判断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 広島県知事が郵便貯金ホール購入を発表した件について

「第1 監査の請求 4 請求の要件審査」でも述べたとおり、この度の知事の意思決定は購入の意思の表明に過ぎず、財務会計上の行為とは認められない。したがって、住民監査請求の要件を具備していないものであり、却下する。

(2) 県民生活部長が郵便貯金ホールの購入意思を伝える為だけに上京した件について
旅費条例第4条第2項では「旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合（中略）旅行命令を発することができるとあるが、「第3 監査の結果 2 事実関係等の確認」の(2)で述べたとおり、今回の旅行の目的は、広島郵便貯金会館ホール取得の意思の伝達だけでなく、日本郵政公社に対する早期の予約受付の再開の依頼や取得価格の算定等様々な諸課題を協議することなども含まれている。このような業務を遂行するためには、相手方と面会して効率的に協議する必要があるが、請求人の「日本郵政公社へ郵便貯金ホールの購入意思を伝えるためだけに上京した。（中略）意思を伝えるだけなら電話などで十分である。」という主張には理由がない。

以上のことから、平成18年8月7日に日本郵政公社へ旅行した県民生活部長に対する旅行命令は、違法・不当であると認められず、これに基づく支出も違法・不当であるとは認められない。よって本請求は、理由がないので棄却する。